

令和 2 年 度

第 1 回 松戸市国民健康保険運営協議会

会 議 録

開催日時：令和 2 年 8 月 3 日 (月曜日) 午後 1 時 3 0 分 開会

開催場所：松戸市役所 新館 7 階大会議室

< 出席者 >

運営協議会委員

松戸市

定数 17名のうち出席者 16名

福祉長寿部
部長

国民健康保険課

課長

課長補佐

収納担当室

室長

室長補佐

班長 2名

広域保険担当室

室長

健診班

課長補佐

班長

資格賦課班

班長

給付班

班長

(事務局)

企画調整班

班長

班員 2名

出席者計 15名

1. 福祉長寿部長挨拶

2. 会長挨拶

3. 開会

委員 17名のうち16名出席

傍聴者 3名

4. 議題

会 長

では、これより、議題に入りたいと思います。

今回、協議会に諮問されました議題は、

- (1) 松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定の報告について
 - (2) 令和2年度松戸市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）の報告について
 - (3) 令和元年度松戸市国民健康保険特別会計決算（案）について
 - (4) 令和2年度松戸市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）（案）について
- の以上4点です。

はじめに、

「議題（1）松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定の報告について」と、「議題（2）令和2年度松戸市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）の報告について」は関連がありますので、一括して議題とします。

なお、この2件は報告であるため、採決は省略させていただきますのでご了承ください。

では、事務局から説明をお願いします。

————— 事務局説明 —————

会 長

それでは、ただいま説明がありました件について、委員の皆様から質疑やご意見を頂戴したいと思います。

何かございましたら、どうぞお願いいたします。

委 員

傷病手当金の適用期間が令和2年9月30日までであり、延長の可能性があるとの説明でしたが、延長するかどうかいつ頃判明し、いつまで延長する予定ですか。

事務局

国からの通知に基づき期間等を定めており、現在の情勢に鑑みると恐らく延長されると思われるため、今後国からの通知に準じて対応したいと考えております。

委 員

市単独の判断で延長や給付をする予定はありませんか。

また、新型コロナウイルス感染症に関する関係法令の改正により事業内容等の変更はありますか。

事務局

全額国庫補助される事業であり、市独自での実施は考えておりません。

新型コロナウイルス感染症への対応については、刻々と状況が変わっていることから、今後国からの通知等により事業内容の変更や条例改正等を行う可能性はあります。

委 員

傷病手当金の対象者で「感染の疑いがある」とあるが、濃厚接触者と同じ意味でしょうか。

また、単に風邪等で発熱がある場合など、医療機関で感染の疑いがある証明はできないと思いますがどのような制度内容なのでしょうか。

事務局

必ずしも濃厚接触者ということではなく、発熱等で会社を休み、給与が支払われない場合において支給対象となるものです。

本来は、国民健康保険の世帯主、被保険者、事業主、医療機関それぞれが記入する4枚の申請書が必要ですが、医療機関にかかれないなどの事情がある場合は、医療機関が記入する申請書を省略することができます。

会 長

他にご質問等はございますか。

なお、先ほどお伝えしたとおり、この2件は報告であるため、採決はいたしませんのでご了承ください。

続きまして、
「議題（３）令和元年度松戸市国民健康保険特別会計決算（案）について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

————— 事務局説明 —————

会 長

ただいま説明がありました件について、委員の皆様から質疑やご意見を頂戴したいと思えます。

何かございましたら、どうぞお願いいたします。

委 員

資料３－４の５ページについて、収納率が平成３０年度より減少した理由として「催告書の発送、夜間及び休日窓口の実施を見送ったこと等」とあるが、被保険者の収入減少が要因ではなく、事務手続きを実施しなかったことが要因なのか。

事 務 局

４月、５月は出納整理期間で令和元年度の徴収の最後の追い込み期間でした。

被保険者の収入減少もありますが、この時期は何よりも人と人との接触を避けることを最優先したため、折衝の機会を設けられず、結果として収納率の伸びに繋がっていませんでした。

委 員

感染症の問題は長期化しそうですが、改善策は考えていますか。

事 務 局

「with コロナ」や「新しい生活様式」といった言葉が出てきたとおり、今までとは異なり感染症対策をしながら徴収の強化を図っていく必要があると考えております。

委 員

資料３－４の１２ページについて、重複多受診者対策の抽出人数が減少した理由は何でしょうか。

事務局

国民健康保険団体連合会から提供されるデータを担当する薬剤師の方と相談しながら、より効果的な指導ができるような方を抽出しました。

委員

不要な重複多受診者を減らし、医療費の伸びの適正化を図ることが目的だと思いますので、抽出する条件が毎年異なっているならば抽出人数を記載しても意味がないのではないのでしょうか。

委員

医療費の適正化だけでなく、重複多受診での薬の飲み合わせによる副作用等を防ぎ、被保険者の体調管理・健康の増進を図るといった意義も大きいと考えます。

事業の実施によりどのような効果が得られたのか評価を出していただきたい。

事務局

ご意見を踏まえ、資料の記載方法や今後の事業の参考とさせていただきます。

委員

資料3-2の保険料について、保険料は医療給付費分、後期支援金分、介護納付金分が合算されて納付されると思うが、収納率に差があるのはなぜですか。

事務局

介護納付金分については、40歳以上65歳未満の被保険者に賦課されるものであり、医療給付費分、後期支援金分とは対象者が異なるため差が生じます。

医療給付費分、後期支援金分については、保険料を10期に割り返す際や年度途中で料金の変更、還付等により生じる端数処理が積み重なり、収納率に若干の差が出ることとなります。

委員

決算において約3億6,000万円の収支が出ていますが、主な要因は何でしょうか。

事務局

保険料が予算額を上回ったことや、保険給付費の執行が予算額より少なかったことが主な要因です。

委 員

資料3-4の14ページ、健診の事業について、受診率の要因は様々な取り組みによるものだと思うので一概に記載するのは難しいと思いますが、例えば何人に通知を送付して何人が受診したなどの結果を記載していただければ事業の評価が分かりやすくなると思います。

会 長

他にご質問等がございますか。

それではお諮りいたします。

「議題（3）令和元年度松戸市国民健康保険特別会計決算（案）について」原案に賛成の方の挙手をお願いします。

————— 全員挙手 —————

会 長

ありがとうございました。

「議題（3）令和元年度松戸市国民健康保険特別会計決算（案）について」は、原案のとおり承認されました。

続きまして、「議題（4）令和2年度松戸市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）（案）について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

————— 事務局説明 —————

会 長

ただいまの件について、委員の皆様から質疑やご意見を頂戴したいと思います。それでは、何かございましたら、どうぞお願いいたします。

委 員

第1回の補正予算では、財源として国庫補助を計上していましたが、第2回補正予算の多くは繰入金財源となっていますが、新型コロナウイルス対策の費用でも違いがあるのでしょうか。

事 務 局

傷病手当金は国民健康保険特別会計に直接国庫補助がされますが、第2回補正予算の繰入金については、一般会計で国の地方創生臨時交付金を受け、特別会計に繰り入れることとなります。

委 員

市役所でも感染症対策として現在も含めテレワークが行われたのでしょうか。

また、今後第2波やさらに情勢が悪化することも想定して、臨時交付金により準備を進めてはいかがでしょうか。

事務局

国民健康保険課では、個人情報扱う業務がほとんどであるため、テレワークが難しいといった課題があります。

4月・5月の時期には、感染症対策として交代勤務・分散勤務を実施していましたが、現在は通常体制に戻って勤務しております。

全庁的な対策としては、市として今後も検討し、対応してまいります。

会 長

他に何かございますか。

では、質疑がないようですので、お諮りいたします。

「議題（4）令和2年度松戸市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）（案）について」原案に賛成の方の挙手をお願いします。

————— 全員挙手 —————

ありがとうございました。

「議題（4）令和2年度松戸市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）（案）について」は、原案のとおり承認されました。

それでは、議題につきましては、以上で終了いたしました。

本日の結果につきましては、原案どおり市長に答申いたしますので、ご承知おきください。

以上をもちまして、運営協議会を終了いたします。

————— 午後2時45分終了 —————